

平成

五條市議会第一回三月定例会会議録(第五号)

二十九年

平成二十九年三月二十四日(金曜日)

議事日程(第五号)

平成二十九年三月二十四日 午前十時開議

第一 議第一号 五條市史編纂委員会条例の制定について

議第七号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議第十四号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について

議第十六号 平成二十八年年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について

第二 議第二号 五條市地域子育て支援拠点施設条例の制定について

議第三号 五條市男女共同参画推進条例の制定について

議第四号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議第六号 五條市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の全部改正について

議第十五号 やまと広域環境衛生事務組合規約の変更について

議第十七号 平成二十八年年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)議定について

議第十八号 平成二十八年年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第二号)議定について

議第十九号 平成二十八年年度五條市水道事業会計補正予算(第一号)議定について

第三 議第八号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

六番	五番	四番	三番	二番	一番
窪	吉	宗	牧	平	養
	田	部	野	岡	田
佳		康	雅	清	全
秀	正	寛	一	司	康

- 議第二十号 平成二十九年五條市一般会計予算議定について
- 議第二十一号 平成二十九年五條市国民健康保険特別会計予算議定について。
- 議第二十二号 平成二十九年五條市下水道事業特別会計予算議定について。
- 議第二十三号 平成二十九年五條市墓地事業特別会計予算議定について。
- 議第二十四号 平成二十九年五條市介護保険特別会計予算議定について。
- 議第二十五号 平成二十九年五條市大塔診療所特別会計予算議定について。
- 議第二十六号 平成二十九年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。
- 議第二十七号 平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。
- 議第二十八号 平成二十九年五條市水道事業会計予算議定について。
- 第四 発議第一号 議第二十号 平成二十九年五條市一般会計予算議定に対する附帯決議について
- 第五 同第一号 五條市公平委員会委員の選任について

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太 紀
副市長	堀 内
教育長	堀 内
理事（総務部長）	山 田
技監	八 田
市長公室長	福 塚
危機管理監	山 本
すこやか市民部長	坂 口
あんしん福祉部長	稲 次
産業環境部長	辻 田
都市整備部長	河 田
教育部長	松 井
	和 博
	永 幸

七番	岩 本
八番	福 塚
九番	山 口
十番	吉 田
十一番	益 田
十二番	大 谷
	龍 吉
	雄 博

事務局職員出席者

西吉野支所長  
大塔支所長  
水道局長  
会計管理者  
秘書課長  
企画政策課長  
土地開発公社事務局長  
山本利恵子  
泉谷進治  
松本武士  
松本智美  
西本久美  
中本賢二  
上田幸則

事務局長  
事務局次長  
事務局係長  
事務局主任  
速記者  
竹本勝彦  
久保雅彦  
辰巳大輔  
片山仁美  
柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（吉田 正）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

意見調整のため暫時休憩します。

再開の時間は改めてお知らせいたします。

午前十時零分休憩に入る

午後四時四十九分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。会議を続けます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。意見調整のため、暫時休憩します。

再開の時間は改めてお知らせいたします。

午後四時四十九分休憩に入る

午後八時十二分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

これまで危険区域と表示されている庁舎別館屋上へ上る階段付近が立入禁止場所となっているにもかかわらず、無断で侵入していたこと、また、屋上での喫煙に対しても、議員全員協議会を本定例会中に開き、状況の確認を協議するよう議員五名から連名で一昨日、三月二十二日に申し出があり、議会運営委員会で申し出を協議し、議員からの申し出は優先すべきとして、個々での聞き取りを行いました。立入禁止場所への侵入に関しては一部の議員が危険箇所となる状況を確認すべく立ち入ったと確認が取れましたが、喫煙をしていたとの申し出はございませんでしたが、皆様には大変御迷惑をお掛けいたしましたことを、この場をお借りして、市議会を代表しておわび申し上げます。

今後は議員としての品位と倫理の向上に努めてまいりたいと思えます。大変申し訳ございませんでした。

会議を続けます。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正） 日程第一、議第一号、議第七号、議第十四号及び議第十六号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会牧野雅一委員長。

〔総務文教常任委員長 牧野雅一登壇〕

○総務文教常任委員長（牧野雅一） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第一号、議第七号、議第十四号及び議第十六号の四議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、三月九日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第一号 五條市史編纂委員会条例の制定については、五條市史編纂の基本方針及び運営計画について検討する五條市史編纂委員会を設置するため、条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、委員報酬についてただしたのに対し、「報酬としては、外部からの学識経験者の委員に対し、交通費とは別に日額一万円と定め、平成二十九年度は委員会を三回程度開催することを考えている。」との答弁がありました。また、一回当たり一万円は割高ではないのかただしたのに対し、「学識経験者として大学の教授等を考えており、他の委員会においても同様の額としている。」との答弁がありました。また、現在ある五條市史の在庫数及び在庫を減らすことに対する委員会での検討についてただしたのに対し、「現在在庫が一千五百から一千六百部あり、当該委員会にも相談してまいりたい。」との答弁があり、委員から、経費の無駄にならないように電子媒体による市史の作成も検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、議第七号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休暇等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う所要の改正をするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、家族等を介護している職員数についてただしたのに対し、「過去に介護休暇を取得した職員は二名いるが、現在家族等を介護している職員数は把握していない。今後、情報収集できるように対応してまいりたい。」との答弁があり、委員から、現状を把握して介護休暇等を取得しやすくするための周囲のサポートが必要であるとの意見がありました。

次に、議第十四号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更については、過疎対策事業の財源として、過疎対策事業債を充てることができるとするために、計画の一部変更を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、五年間という計画期間の根拠に

ついでに、計画書の作成方法及び費用について、計画書作成担当課で取りまとめたもので、計画作成に対する委託費用等は発生していない。」との答弁があり、委員から、五年間で各事業が実行できるようお願いしたいとの意見がありました。

次に、議第十六号 平成二十八年五條市一般会計補正予算（第五号）議定については、歳入歳出予算及び繰越明許費並びに地方債の補正で、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ八千七百三十五万八千八百円を追加し、総額を二百二十億八千二百四十三万九千円とするものであり、歳出の主な項目については、追加するものとして、職員給与費八千五百二十二万三千円、基金積立金二千六百六十五万九千円、障害児施設措置費一千二百万円、平成二十七年障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金五百七十五万三千円、減額するものとして、臨時福祉給付金の一部二千四百四十五万円、地域子育て支援拠点事業所開設関係経費一千三百五十四万二千円、南和広域医療企業団負担金の一部二千五十八万六千円、きずみ館大規模改修設計業務委託料六百二十万円であり、その財源は繰越金等を見込んでいるものである。次に、繰越明許費については、追加事業として、新庁舎整備事業一千七百万円、個人番号カード交付事業二百五十五万八千円、やまと広域環境衛生事務組合負担金九億三百六十二万七千円、風力発電防犯灯設置事業五百万円、河川維持修繕事業一千六百七十万円、二見地区都市公園整備事業七百六十九万七千円、防災倉庫購入事業五十万円、消防団格納庫整備事業一千八百六十八万円、学校適正化基本計画策定事業九十万円であり、変更事業としては、道路維持修繕事業、道路改良事業、橋梁維持修繕事業、橋梁改良事業の四事業について繰越明許費の設定をするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、河川維持修繕事業の場所について、下之町の細谷川、宇野町の柱田川、西吉野町の金比羅川、南阿田町の三谷川である。」との答弁がありました。また、二見地区都市公園整備事業の内容について、旧二見保育所跡における公園整備で、上面の整備及び前面道路の拡幅等を行うものである。」との答弁がありました。また、事業が遅延している理由について、担当課の事務事業の遅延が原因である。平成二十九年四月末には業者を選定し、七月末の工事完了を目指してまいりたい。」との答弁があり、委員から、災害時の避難所でもあるため、遅延なく進めてもらいたいとの意見がありました。また、障害児施設措置費（給付費）扶助費が追加された要因について、放課後デイサービスの利用者が大きく増えたことが要因である。」との答弁がありました。また、利用者の推移について、平成二十七年四月は三十七人で延べ二百八十九日、平成二十八年三月は四十八人で三百三十二日、平成二十九年一月は七十九人で延べ五百六十三日の利用となつている。」との答弁がありました。また、市内の方が利用している事業所数について、十五の事業所である。」との

答弁がありました。また、追加分を十五の事業所に支払うのかただしたのに対し、「そういうことである。」との答弁がありました。また、今後の推移についてただしたのに対し、「夏休み以外は、同様に推移すると考えている。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された四議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りします。ただいまの総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第二、議第二号から議第四号、議第六号、議第十五号及び議第十七号から議第十九号の八議案を一括して議題といたします。



本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田雅範委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田雅範登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田雅範） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第二号から議第四号、議第六号、議第十五号及び議第十七号から議第十九号の八議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、三月九日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二号 五條市地域子育て支援拠点施設条例の制定については、児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点施設を設置するため条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、地域子育て支援拠点施設の内容についてただしたのに対し、「現在、地域子育て支援拠点事業を小・中学生が利用しない時間帯を活用して五條児童館で実施しているが、今回の施設は、イオン五條店二階に、本市に居住する乳幼児及びその保護者や子育て支援に関する関係者を対象に設置するもので、開所時間内であればいつ訪れても利用でき、流し台やベビーベッド等がそろった乳児室、支援室及び相談室を完備するものである。また、専門の職員による子育ての相談・援助・情報を受けることができる施設とするため、子育ての知識と経験を有する方や、一時預かり事業も実施することから保育士等を配置していきたいと考えている。」との答弁がありました。また、施設面積及び家賃についてただしたのに対し、「面積は二一四・五六平方メートル、借上料は月額三十七万八千円である。」との答弁がありました。また、工事費用及び国等の補助金についてただしたのに対し、「工事請負費二千八百七十万円、設計管理業務委託料六十四万一千円、備品購入費五百六十万円を予算計上しており、国等の補助については、平成二十九年度は国・県それぞれ約五百八十万円、次年度以降はそれぞれ約五百五十万円を見込んでいます。」との答弁がありました。また、一時預かり事業の内容についてただしたのに対し、「五條市一時預かり事業の実施に関する条例に基づき利用対象者は決まっています、基本的には事前に登録をして利用いただくものである。保育料は四時間以内までは日額一人九百円、四時間を超えるときは日額一人一千八百円となっている。」との答弁がありました。また、利用できる日と時間についてただしたのに対し、「イオン五條店が無休であるため、できる限り土・日・祝日も含め、午前八時三十分から午後六時まで利用できるような検討してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、議第三号 五條市男女共同参画推進条例の制定については、昨年八月に女性活躍推進法が制定されたことに伴い、市の責務、市民の

責務、事業者の責務及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、責務のある市民に市内の学校で学ぶ者も含まれているがその対象者についてただしたのに対し、「小学校・中学校等で学ぶ全ての児童・生徒が対象である。」との答弁があり、委員から、市民の責務等の項目があるが、日本国憲法の人権条項や関係法令との整合性を取り、強制的な押し付けにならないことが大事であるとの意見がありました。また、男女共同参画の推進に関する基本計画を作成する予定についてただしたのに対し、「平成二十九年途中で五條市男女共同参画審議会を設置し、その後アンケート調査を行い、平成三十年度に基本計画を作成する予定である。」との答弁がありました。

次に、議第四号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、簡易水道事業が五條市水道事業に統合されることに伴い関係条例の規定の整備を行うため条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、簡易水道事業が五條市水道事業に統合された場合の国等からの補助金についてただしたのに対し、「簡易水道事業に対する補助金等は引き続き受けることができる。」との答弁がありました。

次に、議第六号 五條市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の全部改正については、農業委員会等に関する法律が一部改正され、農業委員の定数の変更及び農地利用最適化推進委員の設置を行うことが必要であるため、同条例の全部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、農業委員と農地利用最適化推進委員の仕事の役割についてただしたのに対し、「農地利用最適化推進委員には、現在農業委員が行っている活動の中で、農業の担い手への農地集積、遊休農地の発生防止解消の農地等の利用の最適化の推進に向けた現場活動等について担っていただく。」との答弁があり、委員から、農地利用最適化推進委員については、地域ごとの農地面積等を考慮した選出の検討をお願いしたいとの意見がありました。また、現在の農業委員の人数及び報酬についてただしたのに対し、「定員は二十三人であるが現委員は二十二人である。報酬については、会長が月額四万七千円、委員が月額四万円である。」との答弁がありました。また、改正後の委員等の報酬についてただしたのに対し、「五條市特別職の報酬等審議会で検討する予定である。」との答弁がありました。また、両委員の選出時期についてただしたのに対し、「四月から公募を行い、農業委員は十一月二十六日の任期までに、農地利用最適化推進委員は十二月に委嘱できるように選出したい。」との答弁がありました。また、農業委員と農地利用最適化推進委員の権限についてただしたのに対し、「農業委員には権限があるが、農地利用最適化推進委員は総会において意見を述べるができるが権限はない。」との答弁がありました。

た。

次に、議第十五号 やまと広域環境衛生事務組合規約の変更については、やまと広域環境衛生事務組合の事務所を新ごみ処理施設（やまとクリーンパーク）へ移転することに伴い、当該所在地を変更するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、やまとグリーンパークでのごみ処理の開始時期についておたがしたのに対し、「四月一日から行うと聞いている。」との答弁がありました。

次に、議第十七号 平成二十八年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二千三百四十三万五千円を追加し、総額五十三億一千二百四十二万二千円とするもので、歳出については、平成二十七年療養給付費等負担金が確定したことにより、国に対し超過交付分を返還するもので、歳入として繰越金を追加して歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十八号 平成二十八年五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定については、国の二次補正に伴う流域関連公共下水道事業に係る既定の繰越明許費の変更を行うもので、内容としては、小和田汚水幹線Ⅰ工区の年度内完了が見込めないことから、現繰越額に五千八百七十二万円を追加し、総額を一億六百七十二万円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、当初の工期及び推進工事に用いる機材選定が遅くなった理由についておたがしたのに対し、「当初の工期は平成二十八年九月二十八日から平成二十九年三月十七日である。推進機材については、特殊な機械であり機材を所有している協会から借りなければならず、三週間程度納入が遅れたものである。」との答弁があり、委員から、工事が遅れた期間は交通等への支障や地域住民に迷惑を掛けることになるので、予測もできると思うので発注も含めて計画的に取り組んでもらいたいとの意見がありました。また、下水道の工事に合わせて老朽化した水道管の取り替えを行うことは費用削減に有効であるが、この工事にその費用は入っているのかおたがしたのに対し、「今回の工事には入っていない。」との答弁がありました。

次に、議第十九号 平成二十八年五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定については、給与表の改定及び勤勉手当の見直しと、職員の変動等により職員給与費が不足することが見込まれ、議会の議決が必要な職員給与費を一億七百三十万三千円とするため、委託料の不用額分を財源とし、職員給与費に流用するとともに、委託料の減額による課税支出が減ることから同時に消費税納税額を追加するものであるが、流用後も一百万円不足することから、水道事業費用で一百万円を追加するもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された八議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決す

べきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「みどり園ごみ持込み方法等の変更について」、「クリーン・オアシスの経緯経過について」、「第二次五條市障害者計画について」及び「上野公園市民プールの廃止について」報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）午後九時十分までトイレ休憩します。

午後八時四十四分休憩に入る

午後九時十分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第三、議第八号、議第二十号から議第二十八号までの平成二十九年各会計予算案並びに関連議案の十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会山口耕司委員長。

〔予算審査特別委員長 山口耕司登壇〕

○予算審査特別委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第八号及び議第二十号から議第二十八号までの十議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、三月九日の本会議におきまして、平成二十九年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、益田吉博議員、吉田雅範議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員、牧野雅一議員、平岡清司議員と私、山口耕司の七人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、山口耕司が、副委員長に窪 佳秀委員がそれぞれ互選されましたが、十六日に平岡清司委員が体調不良で委員を辞任したことにより改選があり、新たに養田全康議員が委員に選任されました。

審査に入り、審査日程については十四日、十五日及び十六日の三日間とすること並びに審査順序及び審査方法等について協議いたしました。なお、予算関連議案の議第八号は総務費で提案者の説明を受け、審査を行いました。

以下、十四日に開会いたしました審査の結果と概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 消防団員の人数及び消防自動車の台数についてただしたのに対し、「団員数については条例定数六百三名、実員数が五百六十二名である。また、消防ポンプ車や積載車等の合計五十四台、二輪車が二十二台である。」との答弁があり、各分団の部の人数についてただしたのに対し、「各部により状況が違うが減少傾向にある。それぞれの仕事により消防団活動に余り参加できない方もおられる。」との答弁があり、少ない人数の部の統合についてただしたのに対し、「今後の課題として研究を進めている。」との答弁があり、委員から、報酬等ももらっている部の数を減らしても体制を整える必要があるとの意見がありました。また、消防車両も老朽化しているが新しく購入するには高額である

ため、配置箇所を縮小することについてただしたのに対し、「財政状況も踏まえ、将来を見据えた研究が必要だと認識している。」との答弁があり、市職員で作る支援隊の現状についてただしたのに対し、「消防団に対する後方支援ということで条例等々の整備から進めている。」との答弁があり、委員から、方面隊に属する分団が分団エリアと同じく方面隊のエリア全体に対応する体制も必要であるとの意見がありました。

二 災害時に避難所に避難された方の報告についてただしたのに対し、「避難所については奈良県の避難所運営マニュアルを運用して運営している。避難された人の報告については、自治会の自主防災組織の訓練等を通じて行っているのが現状である。」との答弁があり、行政がマニュアルを作成することについてただしたのに対し、「地域ごとの事情が違うこともあるので、画一的な案を示すことについて学習してまいりたい。」との答弁があり、委員から、自治会に未加入の方への対応もお願いしたいとの意見がありました。

三 新婚世帯及びUIJターン住宅取得補助金の継続についてただしたのに対し、「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間である平成二十七年から平成三十一年度までが一つの節目と考えている。」との答弁があり、補助金の申請において住宅の取得が親の名義だと該当しないが、人口減少を食い止める目的であれば、名義にかかわらず五條市に居住してもらうことが大事ではないのかただしたのに対し、「そういう意見は十分承知しているが、書類で確認できるものとして本人名義という線引きをしている。」との答弁があり、委員から、補助に対する条件の検討と補助金制度の継続をお願いしたいとの意見がありました。

四 脳トレ教室についてただしたのに対し、「六十五歳以上の方を対象に、計算や運動を通して脳の活性化を行うことによって介護予防につながることを目的として、五條市老人憩の家で実施しているもので、二年間を一つの期間として、二十名の募集を行っている。」との答弁があり、月々に掛かる費用についてただしたのに対し、「テキスト代が一箇月一千五百円で六箇月分必要であるが、期間を超えた三年目以降に参加する場合は一箇月分が二千三百円となる。」との答弁があり、三年目以降に費用が高くなることについてただしたのに対し、「二年間で修了する事業であるため、二年間は市が月八百円補助しており、期間修了後の自主参加者には補助がないことを了承して負担いただいている。」との答弁があり、介護の状態になるのを防ぐための事業であるので三年目以降も補助できないのかただしたのに対し、「医療費等を勘案して全体的に検討してまいりたい。」との答弁がありました。

五 市が主催するイベント等の日程が重複することについてただしたのに対し、「市全体の調整が十分機能していないということもあり反省している。しっかりと横の連絡を取り調整して進めてまいりたい。」との答弁がありました。

六 木質バイオマス施設整備の概要についてただしたのに対し、「紀伊半島大水害により被災した大塔デイサービスセンターの跡地利用について、大塔町公共施設活用検討会議等で検討した結果、間伐材を山から搬出し下草が生い茂ることにより災害に強い山林づくりを進め、その搬出した間伐材を活用して木質チップを生産販売することにより、森林資源の有効活用と雇用創出による地域の活性化を図り、災害からの復興に寄与することを目的に木質バイオマス施設を整備するものである。計画としては、年間で間伐材二、〇〇〇トンチップに加工し、大淀町にあるI・T・O吉野工場に販売するもので、施設の概要としては、敷地が九〇〇平方メートル、作業用建物が約二五〇平方メートルであり、費用としては建物建設に二千五百万円、機械設備に六千六百万円、備品購入に二千二百万円を予定している。」との答弁があり、五條地区や西吉野地区の間伐材の使用についてただしたのに対し、「大塔町エリアで一、〇〇〇トン、十津川村・野迫川村エリアで八〇〇トン、猿谷ダムの流木で二〇〇トンの合計二、〇〇〇トンを予定しており、西吉野町の間伐材はコスト面から従来どおり直接I・T・O吉野工場に持って行くことになる。」との答弁がありました。また、ストックヤードについてただしたのに対し、「一日六時間の稼働で生産量が日量最大三〇トンであり、ストックヤードは六四トン分である。」との答弁があり、委員から、雪が続いたりして搬出できない場合等を考えた容量を確保することを検討して進めてもらいたいとの意見がありました。また、五條地区・西吉野地区の間伐材は大塔町へ持って行けるのかただしたのに対し、「持って行けるが、コスト面からすると不利である。」との答弁がありました。

七 今年の消防出初式はシダーアリーナで行われたが、消防団員は長時間立っているが椅子に座ってできないのかただしたのに対し、「今回は室外礼式という形で行うことを消防団組織の中で決定したものである。高齢の方もおられるので今後の課題である。」との答弁がありました。

八 シダーアリーナでのイベントにおける会場設営を年間委託することについてただしたのに対し、「利用の仕方が様々であるため各事業ごとに各課で委託契約をしている。」との答弁があり、現在までに会場設営の委託をしている市内の業者数についてただしたのに対し、「昨年十月から七回ほど行事があったが、三者の業者と契約しており、市内の業者は一者である。」との答弁があり、市外の業者と契約した経緯についてただしたのに対し、「五條市バンドフェスタは、事業主体である五條市バンドフェスタ実行委員会が委託したものである。また、キッズフェスティバルについては、十三業者に見積りを依頼し、最低価格の業者と契約している。」との答弁があり、委員から、できるだけ市内の業者を使ってもらいたい。また、年間契約で入札すると安くなるのかどうかも検討してもらいたいとの意見がありました。

九 御所市のやまとクリーンパークへのごみの搬入費用についてただしたのに対し、「ごみの集積地域として三区あり、現在入札をしている段階である。設計金額は二年間で約二億六千万円としており、一年間では約一億三千万円となる。」との答弁がありました。

十 物品購入における随意契約方法についてただしたのに対し、「総務部から随意契約のガイドラインを示して各部局から発注している。」との答弁がありました。

十一 し尿処理施設周辺環境整備事業交付金の内容についてただしたのに対し、「地元の要望事項の中で、公共事業として施行すると、時間や経費が掛かると判断したもので地元が事業主体となって事業を行うことに對する交付金である。」との答弁があり、委員から、公平公正にしていたかどうかともに、交付金交付後の責任も十分考えて交付してもらいたいとの意見がありました。

十二 屋上へ上がる階段は壁が崩壊して立入禁止となっているが、屋上に灰皿がありたばこを吸っている人がいることについてただしたのに対し、「至急灰皿を撤去したいと考えている。また、立入禁止となっており立ち入ることがいけないのは当然であり、屋上でたばこを吸っているのであれば厳正に對應していきたい。」との答弁があり、議員の中にも屋上へ行きたばこを吸っている人がいるが、壁が崩壊したときの管理責任についてただしたのに対し、「一切立ち入れないようにしていくが、議員のモラルの問題で、議員の資質が問われるものである。議会での對應をお願いしたい。」との答弁がありました。

十三 市が取り組んでいる事業について担当以外の職員も市民から聞かれたら、ある程度答えられるよう情報共有が必要であることについてただしたのに対し、「庁内情報システムを活用して職員に周知するとともに、部・次長会等での日程調整も不十分なところもあるので考えてみたい。」との答弁があり、情報の共有化や資料削減につながるタブレットの導入についてただしたのに対し、「タブレットの導入によりペーパーレス化が図られるとともに資料も分かりやすくなる。一方でタブレットの画面の大きさや膨大なページ数のものなど、媒体の特性と資料のマッチングや法令で作成が義務付けられているもの等を整理して検討してまいりたい。」との答弁がありました。

十四 各部署における認知症に対する取組と部内協議の状況についてただしたのに対し、「あんしん福祉部では、認知症の方に対する理解を深めることが一番重要であると考えている。取組としては、認知症サポーター養成講座の開催や高齢者の物忘れ相談を通じて看護師の助言や医療介護へつないでいる。また、家族の方への介護教室の実施や平成二十九年からは認知症の早期発見を目的に、医師・看護師・社会福祉士などの専門家による認知症サポーター専門チームを結成する予定である。市長公室では、認知症も含めた介護を必要とする家族を持つ職員に介護のための休暇を取れる体制整備や、認知症に対する職員研修を引き続き行っていく。また、部内での協議は行っていない。すこやか市民部では、心の健康相談時に認知症が疑われる場合に物忘れ相談につなげたり、認知症をテーマにした講演会の開催を行っているが、部内協議は行っていない。産業環境部では、福祉部門と連携を取り、部としてできるものから手を付けてまいりたい。また、部内協議は行っている。



都市整備部では、奈良県住居支援協議会に参画し、住宅の確保に特に配慮を有する方への民間の賃貸住宅への円滑な入居の促進について協議してまいりたい。また、部内協議は行っている。教育委員会では、学校において認知症サポーター養成講座等を受講し、認知症への理解を深める学習をしている。また、部内協議は行っている。西吉野支所では、支所として協議をし、西吉野ふれあい文化祭においてわくわく体験コーナーを設け、身近なものを使って作品を作ったり、けん玉遊び教室を開催した。大塔支所では、認知症の相談に対し民生委員や保健福祉センターの担当者につないだり、認知症関係のパンフレットを窓口において周知するとともに、奈良県の事業で行っているスマートフォンによる独居老人等の安全確認や吉野ストア・郵便局との連携による独居老人等の安全確認を行っている。また、支所内の協議は行っていない。水道局では、検針業務等の委託業者に見守り等の協力依頼をして対応できないか考えている。局内での協議は行っていない。危機統括室では、五條市・五條警察署・五條市消防団で災害時における不明者等の捜索に関する協定を結び、認知症の方の捜索事案にも対応するとともに捜索に関するマニュアルの整備を行った。部内での協議は行っている。総務部では、認知症への理解を深める講座や庁内検討グループへの参加を考えている。また、納税者で認知症の方への対応について協議をしている。「との答弁があり、委員から、認知症に対してはみんなが共通認識を持って取り組んでもらいたいとの意見がありました。

十五 各部署の人口減少対策のビジョンについてただしたのに対し、「市長公室では、新婚世帯及びUIJターンに対する住宅取得補助や、五條市を知ってもらうために地域ブランドを立ち上げてまいりたい。総務部では、客観的にデータを分析して政策形成につなげる取組を行ってまいりたい。すこやか市民部では、妊娠中の健康診査への補助、不妊治療費の助成、産後一箇月健康診査費用の助成等を行っており、継続・拡大に向け取り組んでまいりたい。あんしん福祉部では、ファミリーサポートクラブ事業、一時預かり保育事業、結婚相談所事業を実施しており、平成二十九年には結婚応援事業や地域子育て支援拠点施設の整備を計画している。産業環境部では、雇用のあつせんのため、就職応援フェアを開催している。平成二十九年には合同応援フェアの開催を予定している。都市整備部では、NPO法人を通じて市内の空き家情報を発信し、移住・定住促進を図っている。教育委員会では、学校の適正化の推進により教育環境の質を高め、五條市で学びたい、学ばせたいという要素となり人口減少対策に寄与すると考えている。また、五條の学びの魅力を発信するため、若者を対象とした生涯学習講座を開始した。西吉野支所では、地域の価値を発信する全国未成線サミットの開催や西吉野ふれあい文化祭等における若い方々の協力を通じて、関心を持っていたくことにもつながったと考えている。大塔支所では、地域の雇用創出にもつながる（仮称）木質チップ生産施設整備を計画している。危機統括室では、陸上自衛隊駐屯地誘致が人口減少対策になると考えている。」との答弁があり、副市長の考えるビジョンについてた

だしたのに対し、「いろいろな施策をやるには財源が必要であり、そのためには事務の効率化として、広域でする方が効率的な事務は広域で行い、新庁舎のように集約して効率化を図ることも必要である。また、災害等においては地域コミュニティでしっかり支えてもらうことが非常に大事である。」との答弁があり、委員から、個人的な考えや意識を持つて各職域で工夫をして取り組んでもらいたいとの意見がありました。

十六 大塔町の木質チップ生産施設は、五條市の林業の活性化で始まった事業ではなかったのかたまたまのに対し、「五條市の林業の活性化と並行して、紀伊半島大水害で被災した大塔デイサービスセンターの跡地を利用し、大塔町の公共施設活用検討委員会で検討いただき、大塔町の産業である林業の活性化が第一と考えた中で、雇用の創出もできる木質チップの生産施設を造ることになった。しかし、国庫補助の採択を受けるには二、〇〇〇トンの原木を加工する必要があり、十津川村、野迫川村及び猿谷ダムの流木等を利用し、採算が取れるようにしたものである。」との答弁がありました。

十七 五條市が持っている上水道に利用できる水利権についてただしたのに対し、「既得水利権が毎秒〇・〇六五立方メートル、暫定水利権が毎秒〇・〇九三立方メートルあり、合計で〇・一五八立方メートルである。」との答弁があり、それだけでは五條市として足りないのかたまたまのに対し、「暫定水利権を安定水利権として確保するために約十三億円の費用が必要となっている。」との答弁があり、暫定水利権はどの水利権なのかたまたまのに対し、「暫定水利権は国営農業用水再編事業の水利権を暫定的に使わせてもらっている。」との答弁があり、水利権を買えば将来余ったときに売れるのかたまたまのに対し、「一度買えばそのまましか対応できないと聞いている。」との答弁がありました。

十八 計画している市営墓地の規模についてただしたのに対し、「約七、〇〇〇平方メートルの敷地に約六百基を予定している。」との答弁があり、地元との話し合いはできているのかたまたまのに対し、「地元自治会から明るいイメージの公園墓地的なものを建設するよう要望されている。また、全体の構想図を見せてもらいたいとのことであり、五條市の考え方を図面等で示すために測量をさせていただいてイメージ図を出させてもらうところまでは自治会と話し合いはできている。ただし、地元自治会の中で墓地に関して小委員会を作っていたらいいが、メンバー全ての人から承諾を得ているわけではないが、測量をしてイメージ図を示すことには承諾を得ている状況である。」との答弁があり、委員から、六百基の需要があるのか精査して進めてもらいたいとの意見がありました。

十九 学校適正化により使用しなくなる学校や跡地の活用についてただしたのに対し、「地域の皆様の意見や願いを重視しながら児童福祉施設

設、社会教育施設、宿泊施設、文化施設、防犯・防災についての訓練・学習の場等として活用を検討してまいりたい。」との答弁があり、跡地利用については認定こども園や幼稚園・保育所も含めた中で案を出す必要があることについてただしたのに対し、「地域のいろんな御意見や各部署の意見も聞きながら、計画案を策定する時期と合わせて示させていただきたい。」との答弁がありました。

二十 五條市が運行している地域公共交通の費用や奈良交通株式会社への補填金額の総額についてただしたのに対し、「概ね一億円である。」との答弁があり、年間の利用者数についてただしたのに対し、「奈良交通が十二万七千八百十四人、コミュニティバスが三万七千六百八十四人、デマンドが一万九百十八人である。」との答弁があり、単純計算で一人当たりの額についてただしたのに対し、「五百八十八円となる。」との答弁があり、タクシー券にすればどうなるのかただしたのに対し、「シミュレーションをしていない。」との答弁があり、委員から、利用者の少ないところをタクシー券にすることも合わせて検討してもらいたいとの意見がありました。

午後四時二十五分に十四日の委員会は閉会しました。

十四日に引き続き、十五日、午前十時から総括質問の審査を行いました。

二十一 一般質問で子ども医療費の現物支給に向けての取組をお願いしたが、精神障害者の方に対する医療費助成の手續と支払い方法についてただしたのに対し、「福祉医療の助成と流れは同じである。また、国民健康保険に対する国庫負担金の減額調整についても現物給付化すると同じようにある。」との答弁があり、委員から、奈良県全体がそういう取組であるということであるが、現物支給に向けて奈良県の会合等で協議の場を設けてもらいたいとの意見がありました。

二十二 昨年の九月議会でお願いがしたが、介護保険を活用した住宅改修における市内業者の育成及び工事金額のチェック状況についてただしたのに対し、「ケアマネジャーが集まる会議において市内業者育成のため市内業者の利用についてお願いした。また、工事金額については建設課の技術職員にチェックしてもらおう体制をとった。」との答弁があり、委員から、市内業者のPR並びにチェックに時間を要して手續が遅れることのないようお願いしたいとの意見がありました。

二十三 五條文化博物館の現在に入場者数についてただしたのに対し、「平成二十七年度は五千二百二名、平成二十八年度は一月末で三千四百一名である。」との答弁があり、入館者数が減っている要因についてただしたのに対し、「主な要因は、いつも同じような展示内容であるためだと認識している。」との答弁があり、今後の取組についてただしたのに対し、「今後、企画展や催しについて学芸員が主体的に行っていく体制にしていきたい。」との答弁があり、具体的な集客の方法についてただしたのに対し、「学芸員が主体的に企画展や公開講座を開催し

て、博物館のファンを作ってまいりたい。」との答弁があり、イベントや催し物の予定についてただしたのに対し、「今週末に歴史ウォークの開催があり、博物館まで集客できるよう取り組んでいく。」との答弁があり、委員から、五万人の森の来場者の誘客をお願いしたいとの意見がありました。

二十四 地域公共交通における路線ごとの検証についてただしたのに対し、「担当者が実際に乗車し、事業者に聞き取り調査を行い、利用状況を把握している。」との答弁があり、例えば釜窪・木ノ原・二見付近のデマンド交通では、予算見込額を利用者数で割ると、一人当たり四千六百六十七円の補助金を出していることになることを把握しているのかただしたのに対し、「承知している。」との答弁があり、この実証運行の来年度の取組についてただしたのに対し、「平成二十九年度は、二台確保しているうちの一台を一日幾らで借り上げ、二台目は必要なく一回幾らで運行できないか交通事業者と協議を行っている。」との答弁があり、香芝市では年間三千万円の予算で八台運行している。実証運行の展望についてただしたのに対し、「フルデマンドを広げていくと非常に大きな負担となることが懸念される。今後乗合が発生するかを見極め検討する必要がある。」との答弁があり、過疎地有償運送や地域の自治会にバスを貸出して、営業許可の問題もあるので無料で地域に運行してもらうことについてただしたのに対し、「過疎地有償運送については西吉野地区が当てはまる地域であると考えており、交通事業者と競合するところ等、整理すべきところは整理して進めてまいりたい。」との答弁があり、通院ラインの時間変更の予定についてただしたのに対し、「地域公共交通は暮らしを支えるものでなければならぬ。現在時間的などころを調整しているが、専門的な知識を有する方の見解も伺いながらしっかりと取組をさせていただく決意である。」との答弁があり、委員から、しっかりと精査してより良い地域公共交通を築き上げてもらいたい。また、近鉄福神駅には行かないと思っている方もいるので、周知をお願いしたいとの意見がありました。

総括質問が終了し、引き続き各会計別の審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であります。委員から、全ての会計を合算した場合の人件費についてただしたのに対し、「共済費等を加えると、約三十九億九千五百九十三万円になる。」との答弁がありました。また、係員級の職員が増加して、主任級の職員が減少している要因についてただしたのに対し、「主任級に昇格する年齢層が少なかったものである。」との答弁があり、委員から、単なる年功序列ではなく各職員の力量に応じた取組もお願いしたいとの意見がありました。

次に、一般会計歳出のうち、議会費についての質疑はありませんでした。

次に、議第八号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正については、五條市史編纂委員会条例及び五條市

男女共同参画推進条例の制定に伴い、それぞれの条例に基づく委員の報酬及び旅費に係る規定を加えるため、本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、総務費についてであります。

一 地方創生推進事業の内容と委託先についてただしたのに対し、「一点目は、地域産業ブランド推進の組織化を行い、事業計画を具体化させるもので、委託先はコンサルタント会社で、委託料は六百万円を予定している。二点目は、移住人口、将来設計モデルの構築及びPR映像の作成をするものであり、委託先はPR映像の作成を含めた委託先を考えており、委託料は五百二十万円を予定している。三点目は、特産品の農産物等を活用した商品開発や用途の検討等を行うもので、委託先はコンサルタント会社や大学等で、委託料は四百万円を予定している。」との答弁があり、市外のコンサルタント会社に委託する事業が多いが、成果は上がるのかただしたのに対し、「業者選定において、プロポーザル方式等により五條市への理解度等を加味しながら選定してまいりたい。」との答弁があり、単に委託するのではなく、委託内容を精査して、五條市のことをよく分かっている担当課も含め、中身のあるものを作成してもらいたいとの意見がありました。

二 五條市新婚世帯住宅取得補助金及び五條市UIJターン住宅取得補助金の想定件数についてただしたのに対し、「新婚世帯住宅取得補助金は一件五十万円の十件分で五百万円、UIJターン住宅取得補助金は一件百万円の十五件分で一千五百万円、想定件数については、過去の推移から計上したものである。」との答弁があり、委員から、五條市の人口減少を食い止める施策なので、五條市の特色を活かした効率の良い活用を今後も検討してもらいたいとの意見がありました。また、財源についてただしたのに対し、「一般財源で過疎債を充当している。」との答弁があり、委員から、五條市で生まれ育ち五條市で結婚して住む人も、他所から来る人も平等に扱うことができないのかただしたのに対し、「検討していく余地はあると思うが、財源的なことも含め五條市の基礎であるコミュニティの大切さにつながるよう研究していきたい。」との答弁があり、委員から、五條市に住んで納税している人のことも考えた施策をお願いしたいとの意見がありました。

三 五條市ふるさと応援寄附金業務委託の委託先についてただしたのに対し、「平成二十八年度から楽天株式会社へ委託している。」との答弁があり、委員から委託料についてただしたのに対し、「お礼の返礼品代も含め受付から配送までの全てを任せました委託料である。」との答弁がありました。

四 地方創生推進事業の地域ブランド化についてただしたのに対し、「地方創生総合戦略の五箇年計画の中に盛り込み、いろんなブランド化や移住定住につながるよう努力してまいりたい。」との答弁がありました。

五 五條市元気なまちづくり交付金の件数と審査についてただしたのに対し、「十三件の申請があり、申請団体から審査委員会が聞き取りを行い審査している。」との答弁があり、十件が対象と聞くが、一件当たりの金額を減らしても地域活性化のために平等に分けるような考えがあるのかただしたのに対し、「実際は十二団体に交付をしている。また、平成二十八年度から学生版の元気な交付金事業を創設し、若い学生が集まり、新たな事業の取組に対して補助しており、四団体の申請に対し三団体に補助をした状況である。広報も含め予算の範囲内で取り組んでまいりたい。」との答弁があり、委員から、良い取組なので継続してもらいたいとの意見がありました。

六 幻の五新鉄道活用プロジェクト事業の内容についてただしたのに対し、「二つ事業があり、一つ目が木レールイベントで、二つ目が旧五新線、城戸駅周辺の活用整備プラン作成の予算で、西吉野地区の長期活性化プランの策定を受け、次の段階の検討に入るものである。」との答弁がありました。

七 庁舎等整備工事費の内容と金額の内訳についてただしたのに対し、「崩れかけている今井三丁目にある旧宇智村役場の解体費として三百三万四千八百円、現庁舎の修繕費として百万円、五新線の維持修繕費として二百五十五万六千円を計上している。」との答弁がありました。

八 吉野三山ルートマップ作成委託料の内容についてただしたのに対し、「今年度、地方創生加速化交付金を活用し、古来から吉野三山と呼ばれる栃原岳・銀峯山・櫃ヶ岳の登山ルートの調査が終わり、その登山ルートのマップを作成するもので、地域資源として活用してまいりたい。」との答弁があり、マップの配置場所と完成時期についてただしたのに対し、「配置場所は本庁、各支所及び観光案内所などで、来年度中に完成する。」との答弁があり、登山道の整備も合わせてお願いしたいとの意見がありました。

九 原材料費の苗木等の購入内容についてただしたのに対し、「植栽のためのサクラの苗木七十本と、その苗木を鹿から守る網の購入費である。」との答弁があり、委員から、購入ばかりでなく、公益財団法人日本さくらの会から無償提供もあるが、利用する考えはあるのかただしたのに対し、「委員から情報提供もあり検討し交渉も行ったが、一つのエリアに五十本以上植える条件があり、今回対象とならなかった。」との答弁がありました。

十 防災拠点施設用地調査及び基本構想策定業務委託料についてただしたのに対し、「防災拠点として整備予定のプレディアゴルフ地区の用地調査と基本構想である。」との答弁があり、土地所有者や地元の方の了解を得ているのかただしたのに対し、「地元の方に説明し、調査測量も含めた承いいただいている。」との答弁があり、基本構想の業務委託の内容と今後の予定についてただしたのに対し、「具体的な案はこれからであるが、災害に強いまちづくり、南海トラフ地震等の大震災に備える用地として検討してまいりたい。また、奈良県と協議する中で、消防学

校を含めた防災拠点の在り方がどう進むのか現在調査しているところである。」との答弁があり、奈良県から財政支援があるのかただしたのに対し、「まちづくり協定の中で協議しており、財政支援も含め協議をしてまいりたい。」との答弁がありました。

十一 ドライブレコーダー導入促進事業については、動く防犯カメラとして位置付けているが、利用された方々との間でどのような協力体制を取っているのかただしたのに対し、「警察から捜査協力の申し出に対する同意などをいただいております。これまで何度か提供している。」との答弁があり、固定の防犯カメラ同様に防犯という目的もあり、周知することで犯罪や非行等の抑止につながると思われるが、今後の取組の考え方についてただしたのに対し、「マスコミ等の活用やドライブレコーダー装着のステッカーを貼らせていただき啓発・周知をしている。」との答弁があり、委員から、周知の仕方では抑止力が変わるので、工夫した取組をお願いしたいとの意見がありました。

次に、民生費についてであります。

十二 敬老会に参加できる対象年齢者の昨年の出席率についてただしたのに対し、「対象者五千七百四十七人で六百九十三人の出席があり、参加率は一二パーセントである。」との答弁があり、以前は中央体育館で二部制で開催され、出席者が一千人を超えていたと思うが、今後の参加者を増やす取組についてただしたのに対し、「会場までの送迎バスの配車を地域ごとにきめ細かくしたいと考えている。また、高齢者の方々が興味を持つような催しを考えて行きたい。」との答弁があり、委員から、年一回の催しに、来て良かったと思える取組をお願いしたいとの意見がありました。

十三 花咲寮整備事業の用地購入について、これまでの経緯を再度ただしたのに対し、「花咲寮の庁外検討委員会で花咲寮整備基本計画が策定され、平成二十七年二月に場所の議決をいただき、その後、厚生建設常任委員会でも経過を複数回報告し、いただいた御意見を基に、官地九箇所、民地七箇所の合計十六箇所から再度選定した結果、二見五丁目地内と決まり、二見地区の環境整備事業の公園整備とも合わせて当該地の南側が建設予定地候補と決まった。」との答弁があり、委託料の進捗状況についてただしたのに対し、「債務負担行為を起こし、三月九日に地質調査基本設計の開札を行い、三月十六日に用地測量の開札をする予定である。」との答弁があり、学校適正化による廃校等を活用する考えはないのかただしたのに対し、「有効利用という観点から議論もしてきたが、学校が福祉施設としての規格と合わず、改修すれば新しく建てる建設費と変わらないことや、適正化との時間差もあり、計画を変えることができない。」との答弁があり、改修した場合の費用についてただしたのに対し、「金額は定かではないが、補助制度を受けるためには、部屋の平米数や廊下の幅など福祉施設の規格をクリアする必要があり、誤差があってもほぼ同額の費用が掛かるという認識で、適正化との時間差もあり、これまで議会の承認を得てきた中で進めてい

る。」との答弁がありました。委員から花咲寮整備事業の予算については改めて伺うこととし、十五日の委員会は閉会しました。

十五日に引き続き、十六日、午前十時から審査を再開しました。

昨日の委員からの質問である花咲寮整備事業の予算について理事者から、「用地購入は国税庁と協議し、花咲寮の建て替え整備事業として活用することで許可を得て、土地開発基金で取得をさせていただき、財源は過疎対策事業債を充てている。」との答弁がありました。

十四 新設された結婚新生活支援補助金及び結婚支援事業補助金の内容についてただしたのに対し、「結婚新生活支援については、経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、新生活に要する費用の一部に対し経済的支援を行うもので、結婚支援事業については、結婚相談員とも連携し、地域資源を生かした体験型婚活イベントなど応援事業を支援するものである。」との答弁があり、補助金額及び対象期間についてただしたのに対し、「賃貸物件の賃料約一箇月分と、敷金、礼金、共益費、仲介手数料及び引越し費用等合わせて上限二十万円を考えている。また、期間は平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に婚姻届を受理された夫婦世帯に交付する考えである。」との答弁があり、再婚者も対象となるのか、また、受付の時期についてただしたのに対し、「初婚・再婚は考えていない。申請の受付時期は、七月頃を考えている。」との答弁があり、財源についてただしたのに対し、「四分の三の補助率で国庫からと聞いている。」との答弁があり、委員から、有意義な予算執行となるようお願いするとの意見がありました。

十五 ひとり親家庭自立支援給付費の使い道と支給方法についてただしたのに対し、「母子家庭・父子家庭に自立支援教育訓練給付事業として四十万円、高等職業訓練促進給付金事業として百二十万円、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業として十万円を見込んでいます。」との答弁があり、これまでの実績と今年度の見込み人数についてただしたのに対し、「昨年度に高等職業訓練促進給付金を活用して、看護師の免許を取得している。また、自立支援教育訓練給付事業に二人分、高等職業訓練促進給付金事業に二人分、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に一人分を見込んでいます。」との答弁がありました。

十六 五條市での生活保護世帯数と扶助費の増加についてただしたのに対し、「三百二十世帯、四百五十人程度であり、扶助費の増加については、保護世帯の高齢化などによる医療費の増加である。」との答弁があり、医療費がほとんどなのかただしたのに対し、「年間、医療扶助で約一千八百万円、生活扶助で約一千万円、高齢世帯が増えていることで葬祭扶助も増えており、これらの部分で約三千万円の増となっている。」との答弁がありました。

十七 結婚新生活支援事業の中で、国の方針に従って進めていると答弁しているが、五條市独自の工夫はないのかただしたのに対し、「五條市



の課題を含めた制度で、国の方で使える補助メニューができ、活用させていただいたと認識しており、訂正させていただきたい。」との答弁があり、委員から、五條市の課題である人口減少対策にどう取り組むかを基本に考え、国の補助事業と合わせて取り組んでいただきたいとの意見がありました。

十八 使用料及び賃借料の家屋借上料・器具借上料及び駐車場借上料の場所についてただしたのに対し、「家屋借上料は、本町学童保育所の施設借上料で、器具借上料は、市内五箇所の学童保育所に設置しているAED五台分の借上料で、駐車場借上料は、田園学童保育所の駐車場の借上料である。」との答弁がありました。

十九 防犯設備設置工事費の内訳についてただしたのに対し、「市内五箇所の学童保育所に防犯カメラを設置する工事費である。」との答弁があり、同じ工事費で児童館費にある防犯設備設置工事との違いについてただしたのに対し、「財政当局により、五箇所分を一括発注することにより安くなると予算査定されたものである。」との答弁があり、委員から、子供を見守る防犯カメラなので、格差のないようお願いするとの意見がありました。

二十 地域子育て支援拠点事業費の家屋借上料、施設整備工事費及び備品購入費の内容についてただしたのに対し、「家屋借上料は、イオン五條店二階に設置する子育て支援センターの場所の借上料で、工事費は店舗の一部を改修し、子育て支援室や一時預かり保育室にするもので、備品購入費はそれに必要な備品を購入するものである。」との答弁があり、どのような子供がここで時間を過ごすのかただしたのに対し、「大きく二つの事業を考えており、一つ目は子育て支援事業で、市内在住の乳幼児及びその保護者や子育て支援の関係者の方々に、子育てに対する援助や情報交換など子育て家庭の交流の場として利用していただくもので、二つ目は一時預かり事業として、市内に住所を有する満一歳以上から小学校就学の四月までに達する幼児で、現在、宇智野保育所で実施している一時預かり事業をここで行うもので、家庭の事情で一時預かりを必要とする子供を有料で預かりする事業である。」との答弁があり、施設の改修時期及び子供の世話も含め今後の体制についてただしたのに対し、「平成二十九年秋頃のオープンに向けた改修工事を考えており、今後の体制については、子育て支援事業については、子育ての知識と経験を有する方を二名以上配置し、一時預かりについては保育士若しくは市町村長が行う研修を終了した者二名以上配置したいと考えている。」との答弁がありました。

二十一 花咲寮整備事業で、設計業務委託の発注方法についてただしたのに対し、「指名競争入札である。」との答弁があり、委員から、予定地は軟弱地盤の可能性もあるので、それに対応できる設計であるようお願いしたとの意見がありました。

次に、衛生費についてであります。

二十二 空家対策計画策定支援業務委託料の内容と実施時期についてただしたのに対し、「法に基づく危険空き家の対応等、五條市の方針として計画書を策定するもので、平成二十九年度中に計画書を策定し、平成三十年四月から危険空き家に対して法の下で五條市の対応をしていく予定である。」との答弁があり、委員から、危険という判断をスピーディーに対応してもらいたいとの意見がありました。

二十三 がん検診の受診率と受診への周知についてただしたのに対し、「平成二十八年度中で、胃がん検診が八パーセント、大腸がん検診が一八・七パーセント、肺がん検診が一〇・七パーセント、乳がん検診が九・三パーセント、子宮がん検診が九・五パーセントとなっており、受診への周知は、現在、対象者個人に通知しており、広報やホームページ等でも周知しているが、早期発見で治る事例も紹介し、受診率を上げて行きたいと考えている。」との答弁があり、委員から、周知徹底をお願いするとの意見がありました。

二十四 土砂条例の運用支援事業委託料の委託先と内容についてただしたのに対し、「事前相談で、土砂堆積に関する基準と合わせて、適正に行われているかを専門家に審査していただく委託料である。」との答弁があり、委託先の業種についてただしたのに対し、「構造計算や地滑りの可能性などの計算ができるコンサルタント等に委託したいと考えている。」との答弁があり、委員から、書類審査のときだけなので、もっと市内を巡回してもらえる監視員を雇用した対応もお願いしたいとの意見がありました。

二十五 自動車騒音常時監視業務委託料の調査内容についてただしたのに対し、「騒音規制法に基づき、毎年一箇所騒音の実態調査を行うもので、本年度は旧消防庁舎前で騒音の実態調査を実施した。来年度においても場所は未定であるが一箇所実施するものである。」との答弁がありました。

二十六 空家対策協議会委員の活動についてただしたのに対し、「空き家対策計画の原案作成をコンサルタントに依頼し、その原案を協議会で諮るものである。」との答弁があり、委員から、コンサルタントに全て任すと職員の思考力がなくなってくるので、まず、職員が考えることを大事にして、足らずを補ってもらおうようをお願いしたいとの意見がありました。また、委員から、空き家を解体し、更地にすれば数倍の税金が掛かることで、危険空き家であってもそのまま放置している原因になっていると考えられるが、税制に関しての考えがあるのかただしたのに対し、「優遇制度を継続するかというのは全国的な話であり、要望しながら制度化について研究していきたい。」との答弁があり、固定資産税は市税なので独自にできないのかただしたのに対し、「地方税法に基づき課税されており、空き家対策の推進に関する特別措置法が制定されたときに、固定資産税の特例適用はなくすという制度になったので、特定空き家と勧告される土地に対しては、除去前であっても特例

の適用から外されているところであるが、いろいろ方法を検討して、五條市にふさわしい制度を研究したいと考えている。」との答弁があり、委員から、税制について十分研究して検討いただきたいとの意見がありました。

二十七 保健福祉センター費の防犯設備設置工事の内容についてただしたのに対し、「保健福祉センターに防犯カメラ二台を設置する工事費である。」との答弁があり、防犯カメラの設置目的についてただしたのに対し、「保健福祉センターに來られた方々の事故を含む防犯上の対策でもあり、赤外線防犯カメラとして夜間対応もできるものである。」との答弁があり、委員から、なぜ防犯カメラが必要なのか目的を十分認識した上で判断してほしいとの意見がありました。

次に、農林業費についてであります。

二十八 五條市漁業共同組合への補助金五百万円の内容と費用対効果についてただしたのに対し、「まず、漁業協同組合本体の補助として、アユ・アマゴ・ニジマスの放流に二百万円。次に、吉野川管理釣り場、ルアーフライに対して百五十万円。平成二十八年度の実績として、十月から二月までの間で八百十四名が利用し、百六十二万円の売り上げがあった。次に、大塔町のやな漁に五十万円、九月から十月に舟ノ川で実施し、四百八十名の利用者があった。また、市制六十周年記念として、アユのつかみ取りとバーベキューを七月から九月の夏休みの期間中、子供たちにふれあいの場を提供し、家族で楽しむというイベントに百万円を計上している。」との答弁がありました。

二十九 青年就農給付金が昨年度より増えているがその内容についてただしたのに対し、「年齢制限があり、市内在住の四十五歳までの方で、独立して新たに農業を始める方に百五十万円、夫婦で二百二十五万円を一年間補助するもので、増額の要因は、昨年度より二件増えたためである。」との答弁があり、補助の期間と財源についてただしたのに対し、「五年間で国から一〇〇パーセントの補助がある。」との答弁がありました。

三十 有害鳥獣の捕獲頭数についてただしたのに対し、「平成二十七年度実績として、イノシシが一千三百十九頭、シカが五百五十七頭、アライグマが九十二頭の合計一千九百六十八頭である。平成二十八年度一月末の実績は、イノシシが四百十七頭、シカが百十八頭、アライグマが百四十一頭の合計六百七十六頭になるが、猟友会の申請がまだ出ていないので、昨年度よりは少し増えるものと思われる。」との答弁があり、委員から、防護柵や捕獲のおかげで被害が減っていると思われるので引き続き捕獲をお願いするとの意見がありました。

三十一 全国ジビエフェスタの企画内容についてただしたのに対し、「全国でジビエ事業を行っている市町村を五條市に集め、五條の魅力と活性化に結びつける目的で、国・県から補助をいただき、ジビエカレーナンバーワンコンテストや柿の販売、音楽等を楽しむ複数のイベントを

考えている。」との答弁があり、また、出演者謝礼五十万円の支払い先についてただしたのに対し、「ジビエフェスタに出店いただいた店舗二十五件に一件二万円の謝礼金を支払うものである。」との答弁がありました。

三十二 ジビエール五條のPR商品の開発業務委託料の内容についてただしたのに対し、「ジビエカレーは子供には辛いとの評判があり、甘口と中辛を商品化する考えである。また、暖かくなると肉の品質が落ち、市場への流通が難しくなるので、ジビエの肉まんとかイノシシシュウマイ、ギョーザ、イノシシ・シカのくん製や生ハムなどに加工して五條市の商品をPRするために開発したいと考えている。」との答弁があり、委員から、キャットフードやドッグフードへの加工も考えていただきたいとの意見がありました。

次に、商工費についてであります。

三十三 企業立地雇用促進奨励金三千五百二十六万円の使途についてただしたのに対し、「企業立地奨励金が二千七百二十六万円となっております、例えば固定資産税が五千万円以上で、新規雇用者が五人以上の場合、固定資産税の一〇〇分の七〇を奨励金として会社へ交付し、また、雇用促進奨励金が八百万円となっております、五條市在住の人を五人以上雇用した場合に、一回限りであるが、一人につき五十万円を支払うもので上限は二千五百万円である。」との答弁があり、市内の事業者への周知についてただしたのに対し、「広報等も含め、商工会やテクノパークなら等の会議でも奨励金の説明をしている。」との答弁があり、委員から、奨励金の制度を知らない事業主の方々にも周知し、活用方法の案内も今後進めてもらいたいとの意見がありました。

三十四 五條市観光イメージアップ事業の委託先と内容についてただしたのに対し、「委託先は五條市観光協会で、JR五條駅前観光案内所の運営を委託しており、年末年始を除き、観光客や電話案内等に対応し、ゴーカスターを活用するイベント等にも参加願ひ、五條市の魅力情報発信に努めてもらっている。」との答弁があり、委員から、無駄なく取り組んでいただきたいとの意見がありました。

三十五 公園管理費にあるLED防犯灯カメラ設置工事の内容についてただしたのに対し、「場所は水辺の楽校の新町トイレで、現在、破損等で閉鎖しているが、利用者から開放してもらいたいとの要望が多くあり、来年度に開放する計画をしている。トイレは人目につきにくい場所にあり、防犯性や災害を抑止するために、LED照明付の防犯カメラを設置するものである。」との答弁があり、委員から、あの場所は、朝夕、高齢者や若い方など年齢を問わずウォーキングやランニングコースとして利用されているところに位置しており、早くから開放の要望があったところでもある。ここだけに限らず、要望があれば必要性等を判断しながら、広い視野で前向きな姿勢で取り組むようお願いしたいとの意見がありました。

次に、土木費についてであります。

三十六 橋りよう新設改良工事費の内容と場所についてただしたのに対し、「まず、委託料については二箇所工事で、一つ目が西吉野町城戸にある市道城戸奥谷線に架かる宮前橋の橋りようの補修設計業務で、二つ目が市道三在九号線に架かる新設橋の土地に係る一部の測量となっている。また、工事請負費にある新設工事も二箇所あり、一つ目が市道三在九号線に架かる新設橋の橋台を設置する工事と、二つ目が市道野原一号线に架かる垣内橋の橋りようの補修工事となっている。」との答弁があり、発注の時期についてただしたのに対し、「出水時期を外した渇水時期の秋以降を予定している。」との答弁があり、委員から、渇水期は冬であり、工事が遅れて明許繰越の可能性にもつながるので、手際よく発注して完成していただきたいとの意見がありました。

三十七 賑わい創出マルシェ開催事業の委託先と事業内容についてただしたのに対し、「委託先はまだ決まっていないが、奈良県とのまちづくり協定に基づき、五條市中心市街地地区における活性化や、にぎわいの復活を目指すために、JR五条駅の北広場や南広場においてマルシェの開催をする委託料である。」との答弁があり、その財源についてただしたのに対し、「最大で二百万円の県費補助を三年間いただけると聞いている。」との答弁がありました。

三十八 京奈和自動車道五條インターチェンジ周辺地域振興拠点施設の測量設計及び基本設計業務の内容についてただしたのに対し、「五條インター周辺地域振興拠点施設を整備するため、現地に入らず航空写真のデータから概略の地形図を作成する委託料であり、基本設計業務については、今年度発注している基本計画の方針を基に、PFI方式などで地域振興施設の運営に最も効果的な手法について調査するもので、想定される施設の規模から事業費の算定や収益性の検討を行うものである。」との答弁があり、委員から、航空写真に頼らず、地元にも説明を行い、トラブルのないよう事業を進めてほしいとの意見がありました。

三十九 JR五条駅周辺地区のバリアフリー基本構想策定支援業務委託料の内容についてただしたのに対し、「今後、自由通路や駅前広場、駅舎の改修工事の計画や新庁舎周辺地区のバリアフリー化を進めるにあたり、補助金等の交付を受けるために必要なバリアフリー基本構想を平成二十九年度で策定するものである。」との答弁があり、バリアフリー基本構想策定協議会委員構成についてただしたのに対し、「学識経験者や障害者団体、各種公共交通機関や議員を含む行政関係者のメンバーを予定している。」との答弁があり、委員から、根本はバリアフリーなので、一番必要とする方をメンバーに入れていただきたいとの意見がありました。

四十 都市公園建設事業費の防災力強化棟建設工事の内容についてただしたのに対し、「規模については、建築面積が二一〇平米程度で、一階

に自家発電機室・防災倉庫・器具庫を設け、二階に飲食スペースやデッキテラス、多目的ルーム・給湯室・トイレを予定している。」との答弁があり、自家発電設備で空調設備を含む全てのシダーアリーナの電源を賄うことができるのかたがたしたのに対し、「シダーアリーナの電灯部分と防災力強化棟の電灯部分を賄う容量で、空調設備には対応していない。」との答弁があり、委員から、安心・安全な体育館であるが、台風や雨期の災害時期も想定しながら、確実な避難所となるようお願いするとの意見がありました。

四十一 五條中央公園施設拡充整備事業の設計業務委託料の内容についてたがたしたのに対し、「子供が安全に安心して水に親しめる施設の設計と公社用地と島台工業団地用地に拡大して公園を広げ、駐車場や緑地広場を造る計画を進めている。」との答弁があり、委員から、幼児が遊べる良いものを造っていただきたいとの意見がありました。

四十二 防災公園と聞いていた二見四丁目の公園整備工事の内容についてたがたしたのに対し、「テントを掛けると部屋になる防災パーゴラと釜戸ベンチの整備をする工事である。」との答弁があり、パーゴラの耐用年数についてたがたしたのに対し、「約二十年である。」との答弁がありました。

四十三 空き家活用推進支援補助金の昨年の実績についてたがたしたのに対し、「利活用に関する説明会を三回開催し、空き家の相談件数が十二件、調査件数が十一件、取り壊しの相談を受け進めている件数が二件、空き家を取り壊し、土地を譲渡返却に関し情報提供した件数が二件、空き家を紹介し移住が成立した件数が一件、空き家情報をホームページに掲載した件数が五件であり、NPO法人達者クラブの実績である。」との答弁がありました。

四十四 上野公園利用宿泊補助金についてたがたしたのに対し、「市外から上野公園施設を利用し、市内の宿泊施設に宿泊したスポーツ団体を対象に一泊当たり一人一千円の補助をする制度である。」との答弁があり、ホームステイや宗教施設等で宿泊された場合の補助についてたがたしたのに対し、「補助金要綱を定めていないが、宿泊をなりわいとしているところに宿泊することを原則としたい考えである。」との答弁があり、委員から、競技団体の宿泊についての要綱作成に当たり、幅広く利用できるよう考えていただきたいとの意見がありました。

四十五 市内一斉泥上げについて、汚泥を処分するのに以前は随時契約で一者しかなく、市内の業者でなかったが、今回はどのように考えているのかたがたしたのに対し、「近隣も調べた結果、和歌山県紀の川市に一者あつたが、処分の見積額が高く契約できない。」との答弁がありました。

四十六 上野公園園路改修工事の詳細についてたがたしたのに対し、「公園の正面入り口から駐車場へ入るアプローチや、野球場の横に人と車道

を分離するための園路の改修と、多目的グラウンド沿いに、夜間の照明器具を設置する工事を予定している。」との答弁があり、歩行者と車道の導線確保は非常に大事であり、歩行者側にとって安全な計画をしていたいただきたいが、今後、上野公園全体を含めどんな公園にしていくのかただしたのに対し、「全体の整備計画を正式に作る必要があると考えているが、今回の工事が手戻りのない工事となるようにしたいと考えている。」との答弁があり、委員から、公園全体の将来的な総合ビジョンが必要になると思うので、長いスパンで計画を立て取り組んでいたいただきたいとの意見がありました。

四十七 周遊観光拠点施設整備事業費の案内板設置工事はどこへどんな案内板を設置するのかただしたのに対し、「奈良県のガイドラインに沿って、奈良県下統一された案内板であり、国道二四号から史跡公園に入るところに一箇所と史跡公園周辺に一箇所設置する予定としている。」との答弁があり、奈良県からの補助があるのかただしたのに対し、「国の社会資本整備総合交付金で四割いただく事業である。」との答弁があり、案内板の設置予定についてただしたのに対し、「JR五条駅から商栄会通りを通るところで三箇所、野原に一箇所を平成二十八年度繰越事業で予定しており、国道部分は奈良国道事務所が設置、県管理の三桁国道部分は県で設置、市道は五條市で新町通り周辺も予定しており、国・県で二十四箇所、市で二十八箇所の五十二箇所に設置する予定である。」との答弁があり、案内板の大きさを示す図面についてただしたのに対し、「案内板の資料が手元にはないが、すぐに準備できる。」との答弁があり、資料作成の時間を休憩とし、再開後、資料を配布するとともに案内板の概要について説明があり、委員から工事費にある一千万円の内訳についてただしたのに対し、「大拠点の看板が九百万円、中拠点の看板が百万円である。」との答弁があり、委員から、五條市の財政状況も考え、県下統一の案内板であっても、五條市独自のものを造ることも検討していただきたい。また、長屋門周辺に案内板を建てる場合でも、地元や施設の管理者とも十分相談して実施してほしいとの意見がありました。

四十八 金剛山麓野鳥の森公園整備事業費の測量業務委託料の内容についてただしたのに対し、「全体を四ゾーンに分けた中で、平成二十九年度はCゾーンを第一期として、五條森林組合の方に委託する整備事業である。」との答弁があり、最終的に遊歩道付の公園ができるのかただしたのに対し、「自然の中の散策路として位置付けられており、公園としての整備はできないものと考えている。」との答弁があり、自然公園でも良いが、周りが荒れたら近隣に迷惑を掛けるので、整備だけは必ずしてほしいとの意見がありました。

四十九 竹伐採等については、これまで竹が伸びて倒れて大変迷惑を掛けていると聞くが、根本的な対策はないのかただしたのに対し、「現状は、耕作地の近いところを毎年伐採しており、機械を入れて根を起こすところまではしていない。」との答弁があり、計画的に根を起こす方

が近隣の方に迷惑が掛からないと思うが、その考えはあるのかただしたのに対し、「地元の方々とも協議し、どのような管理が最適か検討していきたい。」との答弁があり、委員から、毎年、伐採するだけでなく、もつと工夫をしていただきたいとの意見があり、また、竹だけを枯らす除草剤も販売されているので検討してほしいとの意見がありました。

五十 バリアフリー新法への改正で駅において乗降客が三千人以上のところは常時改修するよう国土交通省の指導があり、市の基本的な考え方としてどのような業務委託を行うのかただしたのに対し、「バリアフリー新法の中で高齢者や障害者が利用する施設を重点地区と設定し、円滑に移動できるようなバリアフリー化を進める基本構想であり、政策的な計画の展開をするため予算を計上したものである。」との答弁があり、JR五条駅の歩道橋の改修や公民館・集会所・道路等大変厚みのある設計であるが、職員の技術力で対応できるかただしたのに対し、「駅周辺、市庁舎周辺、道路等も含め細かいところまで調査して行きたいと思っている。」との答弁があり、委員から、市民が暮らしやすいまちづくりとなるようお願いしたいとの意見がありました。

次に、消防費についてであります。

五十一 消防施設費の設計業務と地質調査についてただしたのに対し、「靈安寺町の消防団格納庫の建て替え業務とそれに伴う地質調査である。」との答弁があり、屯所機能を備えた設計も今後考えて行くのかただしたのに対し、「今年度より設計業務と地質調査業務を平成二十九年度に実施し、二年目に建設工事を行う計画をしている。」との答弁があり、委員から、担当課で十分調査しながら優先順位を付けて対応願いたいとの意見がありました。

五十二 広域消防の負担金が昨年度より上がった主な要因についてただしたのに対し、「消防救急デジタル無線整備、高機能消防指令システム整備等の公債費のうち元金が発生したことや、人件費の増加と大塔支所の高規格救急車の更新によるものである。」との答弁があり、委員から、広域となったメリットが数字に見えていないのが現状であるが、コスト削減も含め市民に理解が得やすいような取組を広域でも説明願いたいとの意見がありました。

五十三 新設工事費で防火水槽の設置に至った経緯についてただしたのに対し、「生子地区の耐震性貯水槽の新設工事で、平成二十七年度において、当初の設置場所が変更し、附帯工事が必要となったため工事を残念し、改めて予算計上したもので、五條消防署から引き継いだものである。」との答弁があり、委員から、この地域に防火水槽が必要だとか、防災行政無線が必要だとか、要望されたからすぐ対応ではなく、五條市の安全対策や防災等の計画を立てた中で取り組んでいただきたいとの意見がありました。



五十四 消防ポンプ車を含む装備品の更新や今後の取組についていただきましたのに対し、「団員が減少傾向にある中で、車両に関しては古い順に更新しているが、積載車などは軽自動車化していくとか、将来において大きな観点の中で検討している。」との答弁があり、委員から、道具をそろえても操作する団員が少ないと危惧するが、少ない消防団員でも対応のできる取組をお願いしたいとの意見がありました。

五十五 災害救助犬行方不明者捜索業務委託料の委託先についていただきましたのに対し、「平成二十七年度に協定を結んだ日本警察犬協会奈良支部で、一頭当たり一時間三千円、五頭が十時間出勤すると想定し予算を計上している。」との答弁があり、委員から、今後も積極的に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

五十六 防災訓練業務委託料の委託内容についていただきましたのに対し、「毎年、七月に総合防災訓練を実施するに当たり、音響・テント設置等の会場設営費で、会場はシダーアリーナを想定している。」との答弁があり、シダーアリーナの中で行うのかただしたのに対し、「シダーアリーナを含む上野公園を予定している。」との答弁があり、委員から、シダーアリーナは夏場を経験していないので、熱中症等の対策も必要となり、会場の状況も含め、今の空調能力で十分対応が可能か検討していただきたいとの意見がありました。

五十七 土砂災害ハザードマップ作成委託料の内容についていただきましたのに対し、「平成二十七年五月に水防法が改正され、平成二十八年六月に紀の川浸水想定区域の見直しが近畿地方整備局からあり、それに基づいて住民に周知すべくハザードマップを作成するものである。」との答弁があり、効果のある周知方法についていただきましたのに対し、「A四サイズで表面に啓発文書を、裏面に浸水想定される地図を印刷したものを区域の皆さん方に配布し、市のホームページへの掲載などいろいろな方法を検討し啓発していきたい。」との答弁があり、委員から、危険を想定して作成されるものなので、少しでも早く周知できる啓発活動をお願いしたいとの意見がありました。

次に、教育費についてであります。

五十八 学校維持改修費の調査業務はどのような改修と調査を行うものかただしたのに対し、「今後、各学校の利用に対し、維持・修繕に係る工事の調査費用で、内容としては、大規模改修長寿命化等を行う場合の学校別試算の結果を、今後の計画等における経済的な比較を行うものである。」との答弁があり、学校適正化の中で、建物の良い悪いの判断材料となるのかただしたのに対し、「今後、学校の状態等の判断になると考えている。」との答弁があり、この調査で学校の全てを見ることのできるかただしたのに対し、「全ての小・中学校と幼稚園の調査ができる設計となっている。」との答弁がありました。

五十九 認定こども園については教育委員会が主導で行うのかただしたのに対し、「教育委員会で実施していく。」との答弁があり、配置計画

の業務はコンサルタントに任すが、行政としての関わりについてただしたのに対し、「前回の計画で、基本計画として、二箇所ないし三箇所と聞いているので、それを基本として、今後、学校適正化への関わり方も検討していきたい。」との答弁があり、適正化を先にするのか、認定こども園を先にするのかただしたのに対し、「両方を同時進行で進める考えである。」との答弁があり、委員から、地元の意見や保護者の意見をしっかりと聞いて反映していただきたいとの意見がありました。

六十 星のくに宿泊訓練活用補助の内容についてただしたのに対し、「平成二十八年度の使用は八校中五校で、小学4年生であり、市外での校外学習については五年生となっている。」との答弁がありました。

六十一 ふるさと学習推進のための地域教材開発プロジェクト事業についてただしたのに対し、「五條学の学習教材として、小学生の四年生から六年生に使う教材の作成と、幼稚園・保育所から小学生全体に配布する五條かるたの作成である。」との答弁があり、単年度事業なのかただしたのに対し、「単年度事業である。」との答弁がありました。

六十二 夢の教室実施業務の内容についてただしたのに対し、「公益財団法人日本サッカー協会による、子供の心の教育に貢献することを目指したプロジェクトで、サッカー選手・プロ野球選手・水泳選手・バスケットボール選手・体操選手等の一流選手が、夢先生となり、夢を持つ大切さや仲間と協力することの大切さをゲームとトークを通して、五年生を対象に二日間の予定で四校を回る予定をしている。」との答弁があり、単年度事業なのかただしたのに対し、「毎年、各学校を回れるようにしたい。」との答弁があり、委員から、素晴らしい企画なので、各学校の規模等も考え、しっかりと学べる体制をお願いしたいとの意見がありました。

六十三 認定こども園を進める上で、配置計画の考えについてただしたのに対し、「総合的な形で計画等を進めて行きたい。」との答弁があり、計画に当たり、私立保育園と連携する考えがあるのかただしたのに対し、「民営の圧迫とならないよう考慮しながら進めたい。」との答弁があり、委員から、民間の経営者や保護者代表の方ともコミュニケーションを図り、円滑に進め、努力を惜しまず取り組んでいただきたいとの意見がありました。

六十四 国民文化祭委託料の内容についてただしたのに対し、「毎年、各都道府県が持ち回りで、文化活動を全国規模で発表する機会を提供するとともに、国民の文化活動への参加意欲を喚起する目的で開催し、平成二十九年度は奈良県で開催され、第三十二回国民文化祭・なら二〇一七と、第十七回全国障害者芸術文化祭を開催することになっており、九月一日から十一月三十日までの九十一日間で、県内各地でイベントが開催される。また、国から三分の二の補助を受け、五條市では十一月三日から三日間文化祭を予定しており、十月二十二日に賀名生の里歴

史民俗資料館で一日イベントを考えている。」との答弁がありました。

六十五 指定管理されている図書館の利用者数についてただしたのに対し、「利用者数は、三万八千二百七十五人である。」との答弁があり、単純に一日百人以上が利用していることになるが、限られたスペースでもあり、今後の施設の在り方の考えについてただしたのに対し、「奈良県との包括協定の中で、文化と歴史ゾーンとして新庁舎周辺を位置付けており、早く実現できるように取り組みたい。」との答弁があり、委員から、奈良県との包括協定の中ではあるが、庁内協議とか県協議などを積極的に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

六十六 五條文化博物館の改修後の活用計画についてただしたのに対し、「常設展示品の見直しや特別展示室を学習の場として市民に開放する計画と、学芸員が多く市民に歴史を知ってもらう企画案などを練り、指定管理者とともに活動していきたい。」との答弁があり、委員から、今までと違う工夫と取組が大事であり、隣接する五万人の森公園とも協力して相乗効果の持てる運営を考えていただきたいとの意見がありました。

災害復旧費・公債費・予備費についての質疑はありませんでした。

次に、一般会計歳入についてであります。

六十七 職員退職手当基金繰入金の内訳についてただしたのに対し、「平成二十九年年度退職手当に充当する基金の繰入れで、一億八千万円の退職手当を発行して、その残額を退職手当基金から繰入れるものである。」との答弁がありました。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計についての質疑はありませんでした。

こうして、当委員会に付託された十議案につきましては、慎重審査を経て、一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員から、議第二十号 平成二十九年年度五條市一般会計予算議定に対する附帯決議が提出され、趣旨説明が行われ、採決の結果、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

ただいまの予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第四、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第一号、議第二十号 平成二十九年五條市一般会計予算議定に対する附帯決議について。  
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十九年三月二十四日提出

提出者 五條市議会予算審査特別委員会委員長 山口 耕 司

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。予算審査特別委員会山口耕司委員長。

〔予算審査特別委員長 山口耕司登壇〕

○予算審査特別委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました、発議第一号、議第二十号 平成二十九年五條市一般会計予算議定に対する附帯決議について案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

議第二十号 平成二十九年五條市一般会計予算議定に対する附帯決議（案）

現在、五條市においては、人口の減少、高齢化、少子化等様々な要因により、高齢者福祉や介護福祉等の福祉関係予算が増大している。また、新庁舎建設事業や花咲寮整備事業、更には今後必要となる学校適正化による学校の改修等多くの事業を抱えている。一方、財源である市税及び合併算定替えの縮減を含む普通交付税の減収が見込まれる中、平成二十九年予算においても、八億円の財政調整基金を取り崩して予算を組んでおり、長期的な展望がなく計画性の乏しいものが見受けられる。今後の予算編成においては、理事者並びに職員が一丸となり、英知を持って効率的で無駄のない予算編成を行い、次世代に大きな負担を残さない健全な財政運営を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成二十九年三月二十四日

#### 五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げ、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって議第二十号に対し、本案のとおり附帯決議をすることに決しました。

○議長（吉田 正）次に、日程第五、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）同第一号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第一号、五條市公平委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

公平委員のうち、間林耕司委員が本年六月三十日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

間林耕司氏は、現在司法書士として、また、本市の固定資産評価審査委員会として御活躍をいただいているところであります。

人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的・能率的な事務に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する人であります。これらの経験と知見を生かし、職員の不利益処分などの審理に公平な判断をしていただけるものと確信いたす次第であります。

なお、任期につきましては、平成二十九年七月一日からの四年間であります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（吉田 正）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出  
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって申し出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（吉田 正）以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十九年各会計予算を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚く御礼申し上げます。

また、予算審査特別委員会の審査におきまして、委員より議員全員協議会の開催の申し出があり、今定例会終了後に開催する旨をお伝えいたしました。開会は会期中にという五人の議員からの連名で申し出の提出があり、調査をしておりましたが、その間議案の審査が遅れ、市長始め皆様には大変御迷惑をお掛けいたしましたことにこの場をお借りいたしましておわび申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、議会と理事者側が尊厳を持つて議論を行い、正常な市政を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。

以上で、閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十九年五條市議会第一回三月定例会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

去る三月一日に開会されました本年第一回目の定例会におきまして、五條市史編纂委員会条例を始め平成二十九年度一般会計予算など多数の重要案件につきましても長期間にわたり慎重に御審議を賜り全て原案どおり御議決賜りました。心から厚くお礼を申し上げます。

ここに成立を見ました平成二十九年度の予算につきましては、適正かつ円滑な執行に努めますとともに、将来に向けての予算の調製は長に委ねられた権限であることを十分に認識し、今まで同様、基金の積立及び活用については、執行機関としての判断と責任において、計画的に進めてまいる所存であります。

今会期中に賜りました議員各位からの意見や提言につきましては、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えておりますので、より一層の御協力をお願い申し上げます。

これからも市政発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます、閉会に当たつての挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長（吉田 正）これをもちまして、平成二十九年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後十時四十一分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 吉田 正

署名議員 山口 耕 司

署名議員 吉田 雅 範

署名議員 益田 吉 博